

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年十二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十月二十五日奈良県指令建第一〇四―九二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十二月四日建第九五四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市疋田六八四番二及び六八五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区六万体町五番一―一二〇二号
株式会社ヴェリタス 代表取締役 井上友貴

一 許可番号

令和元年五月三十一日奈良県指令建第一〇二―二三七号

令和元年九月二十日奈良県指令建第一〇二―二三七―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十二月四日建第九五四二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十二月四日建第五五五九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大福二九二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字河西四七七番地の一

堀岡匡

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大福二九二番の一部

一 許可番号

令和元年十月十五日奈良県指令建第一〇四―五六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十二月六日建第九五四三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市北田原町一六二四番八、一六四六番一、一六四六番三、一六四七番二、一六四九番一、一六五〇番一、一六五一番一、一六五二番一、一六五四番、二七一七番、二八二八番二及び二八二九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区和泉町二丁目四番七号

木戸紙業株式会社 代表取締役 木戸正治